令和5年10月17日 第12541号

	节和3年10月	1	′ ⊢	4																	771 2	0417
		3	0			.	0		0	0	0	0		0	0	0	⇒ ‡.	0			la c	E
	<u> </u>	<u>></u>	第二			定 の	不		IJ	"	<u></u>	公		保	地	"	請	特			i ji	可
	<i>の</i> 開 催		百			部	在者投				般競	共測		安林	方卸 :			定施設			.	· -
	佰	Ě	四 十 五			改 正	投票、	\			争入	量の		の 指	売市に			\mathcal{O}			L	Ц
			口	面漁			を 行	選 挙			札の	実 施	公公	定の	場 の			設 置	告	目	11	a .
			岡山県·	内水面漁場管理委員会】			票を行うことができる施	【選挙管理委員会】			実施			解 除	認定			及 び			>	良く
			内	理委			とが	委員					告】					構造	示】	次	1,	<u>,</u>
			水面漁	員会	県 例		でき	会					_					造等変更の	_			
			場	Ξ	規集		る施											更の			幸	艮
			管理		登 載		設 の											許 可				
			委		$\overline{}$		指											申			3	^発
	<u> </u>		内北				選		警察	"	用	監理		治	農	"		環		Let		可
		<u> </u>	水面油				挙 管 四		察本郊		度課	理課		山課	産課			境管理		担当	L	
			漁場				理委員		部会									理課		課()		IN .
			管理				会		計課											(室)	X	7
			委																			
																						目
																						次
																						担
																						当 課
																						室
																						<u> </u>
ı																						

◎岡山県告示第五百十二号

第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条 要は、次のとおりである。

ついての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧になお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

令和五年十月十

山県知事 原

太

フェニテックセミ コンダクター株式会社 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

严 岡山県井原市木之子町6833番地

代表取締役社長 石井 弘幸

工場又は事業場の名称及び所在地

コンダクター株式会社岡山第1工場

所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

(3) 特定施設に関する事項

区			分		新	設	新	設	新	設	新	設	廃	止
種			類	65 酸又に 表面処 (175)		カリによる 設	65 酸又はアル 表面処理施 (176、酸系)	设	65 酸又はアル 表面処理施 (176、現像	設	65 酸又はアル 表面処理施 (144)		65 酸又はアルス 表面処理施記 (171)	
能			力	330枚	/日		5,000枚/日		同左		50枚/回		約3枚/日	
工 事 着 手	予 定	年 月	日	令和5	5年11.	月15日	令和6年1	月16日	同左		許可後直ち	に	_	
工 事 完 成	予 定	年 月	日	令和5	5年11.	月31日	令和6年1	月 26 日	同左		許可後直ち	に	_	
使 用 開 始	产 定	年 月	日	令和5	5年11	月31日	令和6年1	月 26 日	同左		許可後直ちり	Z	_	
使用時間間隔及び びにその使用にそ の概要	ド1日当たり 季節的変動か)の使用時間 ぶある場合!	間並	連続2	4時間		同左		同左		同左		断続24時間	
使用時において 当該特定施設か	区	分		通	常	最大	通常	最 大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
ら排出される汚	水量	(m³/目)			0.4	0.8	21.0	25. 5	7.0	8. 5	0.3	0.3	0.002	0.002
水等の汚染状態の通常の値及び	р Н				11	11	4	4	4	4	4	4	7	7
最大の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大	BOD	(mg/L)			30	60	5	10	5	10	5	10	5	10
の量の重及の取入	COD	(mg/L)			30	60	5	10	5	10	5	10	5	10
	S S	(mg/L)			1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	油分	(mg/L)			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	T - N	(mg/L)			70	150	17	26	17	26	210	250	_	_
	T - P	(mg/L)			_	_	2	5	2	5	16	20	_	_
	大腸菌群	詳数 (個/c	m³)		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	ふっ素	(mg/L)			_	_	_		_	_	1, 540	1, 540	_	_
	化合物、	ア、アンモニ 亜硝酸化合物 勿 (mg/L)	ウム 及び		_	_	17	26	17	26	210	210	_	_

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(175、176現像系、144)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

区	5	廃	此	廃	止	変 夏	更 前	変 勇	逆 後
種	<u>*</u>	65 酸又はアル 表面処理が (169、フッ		65 酸又はアル 表面処理施 (169、現像	設	65 酸又はアルス 表面処理施記 (146、現像)	設	65 酸又はアル 表面処理施 (146、フット	没
能	7	50枚/回		同左		同左		同左	
工事着手	予 定 年 月 日	I –		同左		同左		許可後直ちは	۲
工 事 完 成	予 定 年 月 日	-		同左		同左		許可後直ちに	۲
使 用 開 始	予 定 年 月 日	I –		同左		同左		許可後直ちに	2
使用時間間隔及で びにその使用にす の概要	が1日当たりの使用時間☆ 季節的変動がある場合はそ	連続24時間]	同左		同左		断続24時間	
使用時において 当該特定施設か	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
ら排出される汚水等の汚染状態	水 量 (m³/日)	0.02	0.03	6.0	9. 0	6. 0	9.0	0.3	0.3
の通常の値及び 最大の値並びに	р Н	4	5	4	5	4	4	4	4
単数の個型のに 当該汚水等の通 常の量及び最大	BOD (mg/L)	5	10	5	10	< 1.0	< 1.0	5	10
の量	COD (mg/L)	5	10	5	10	12	12	5	10
	S S (mg/L)	1	2	1	2	1	1	1	2
	油 分 (mg/L)	_	_	_	_	_	ı		_
	$T-N \ (mg/L)$	210	250	_			ı	210	250
	$T-P \ (mg/L)$	16	20	_	_	_	-	16	20
	大腸菌群数(個/cni)	_	_	_	_	_	_	_	
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1, 540	_	_	_		1, 540	1,540
	アンモニア、アンモニウ、 化合物、亜硝酸化合物及 硝酸化合物(mg/L)		250	_	_	_		210	250

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(146フッ酸系)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

区	ي	変り	更 前	変	 更 後	変	更 前	変り	更 後
種	類	65 酸又はアル 表面処理施 (146、硫酸	設	同左		65 酸又はアルス 表面処理施設 (111、酸系)	設	同左	
能	ナ	50枚/回		同左		3,000枚/日		同左	
工事着手	予定年月日	_		許可後直ちに	2	_		許可後直ち	こ
工 事 完 成	予定年月日	_		許可後直ちり	2	_		許可後直ち	こ
使 用 開 始	予定年月日	_		許可後直ちに	2	_		許可後直ち	こ
使用時間間隔及び びにその使用にす の概要	ド1日当たりの使用時間並 ≦節的変動がある場合はそ	· 連続24時間		断続24時間		連続24時間		同左	
使用時において 当該特定施設か	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最 大	通常	最大
ら排出される汚 水等の汚染状態	水 量(㎡/日)	0.1	0.15	0.02	0. 02	21	25. 5		
の通常の値及び 最大の値並びに	р Н	≦1	≦1	≦2	≦ 2	4	4		
取入の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大	BOD (mg/L)	< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0	5	10		
の量	COD (mg/L)	12	12	12	12	5	10		
	S S (mg/L)	1	1	1	1	1	2	同左	
	油 分 (mg/L)	_	_	_	_	_	_	内江	
	$T-N \ (mg/L)$	_	_	2	2	17	26		
	T-P (mg/L)	_	_	_		2	5		
	大腸菌群数(個/cm³)	_	_	_	_	_	_		
	ふっ素 (mg/L)	_	_	_	_	_	_		
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及で 硝酸化合物(mg/L)		_	_	_	17	26	_	_

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(146硫酸系、111酸系)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区								分			 更 前				 更 後	
工均	易又に	ま 事	業場	易に:	おけ	る施	設者	番 号	中和処理施設	サラインミキサ	+-		同左			
種	類	į	及		び	型	Ĭ	式	ラインミキ!	ナー			同左			
構								造	硬質塩ビ製西	记管経路			同左			
主]	要		`.	t		法	φ 65 m m × 3		部分)		同左			
能								力	30㎡/時間				同左			
処		理		の		方		法	自動pH調整	<u> </u>			同左			
工	事	着	手	予	定	年	月	日	_				令和5年11月	月15日		
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_				令和6年1月	月26日		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_				令和6年1月	月 26 日		
びに	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 びにその使用に季節的変動がある場合は の概要						用時場合	間並はそ	連続24時間				同左			
使用	使用時における 自該汚水等の処 区 分					処 耳	里前	処 耳	里後	処 玛	里前	処 玛	里 後			
理施	《行水》 直設に。 前及びタ	よる	処	Ľ	<u>×.</u>		ガ		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
の汚	リ及びダ ラ水等の 景の通常	の汚	染	水	量	(m³/	日)		559. 122	630. 682	559. 122	630. 682	555. 02	622. 42	555. 02	622.42
及び	が最大の選手を表表している。	の値:	並	p	Н				3∼5	3 ∼ 5	6~8	6~8				
の通	- ヨ oo f 通常の量 この量	量及	び	ВО	DΟ	(mg/	L)		30	60	30	60				
取入	、少里			CC	DΟ	(mg/	L)		30	60	30	60				
				S	S	(mg/	L)		1	3	1	3				
				油	分	(mg/	L)		< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0				
				Т-	- N	(mg/	L)		130	230	130	230	同左			
				Т-	- P	(mg/	L)		2	5	2	5				
				大服	易菌群	¥数(個/	cm³)	_	_	_	_				
				ふっ素 (mg/L)					4. 5	7.8	4. 5	7.8				
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)						化合物		105	185	105	185				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

区		分		変	更一直 1 前			変り	更 後	
工場又は事業	場における施設	番号	硫酸排水処理	上施設			同左			
種 類 2	及 び 型	式	攪拌式				同左			
構		造	FRP				同左			
主要	7	法	φ 1, 000 m m	×710mm, 0	. 5 m³× 2 基		同左			
能		力	5 m³/日				同左			
処 理	の方	法	中和				同左			
工 事 着 手	予 定 年 月	日	_				令和5年12月	11日		
工 事 完 成	予 定 年 月	日	_				令和5年12月	月7日		
使 用 開 始	予定年月	日	_				令和5年12月	月7日		
使用時間間隔及で びにその使用にす の概要	ド1日当たりの使用時 ≦節的変動がある場合	間並はそ	連続24時間				同左			
使用時における	使用時における 自該汚水等の処 区 分			目前	処 玛	里 後	処 理	里前	処 玛	里 後
理施設による処理前及び処理後	区 刀		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
の汚水等の汚染状態の通常の値	水 量(㎡/日)		2. 0	2.55	2.0	2. 55	1.92	2. 42	1.92	2.42
及び最大の値並びに当該汚水等	р Н		≦2	≦2	5.5∼8.5	5. 5∼8. 5				
の通常の量及び最大の量	BOD (mg/L)		< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0				
収入の重	COD (mg/L)		12	12	12	12				
	S S (mg/L)		1	1	1	1				
	油 分 (mg/L)		< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0				
	$T-N \ (mg/L)$		2	2	2	2	同左			
	T-P (mg/L)		0.3	0.3	0.3	0.3				
	大腸菌群数(個/	cm³)	_	_	_	_				
	ふっ素 (mg/L)		< 1.0	< 1.0	< 1.0	< 1.0				
	アンモニア、アンモニ 化合物、亜硝酸化合物 硝酸化合物(mg/L)		_	_	_	-				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

区							分			 ぎ 前				更後	
工場	又は事	¥ 業	場に:	おけ	る施	設者	番 号	フッ酸排水処	1理施設			同左			
種	類	及		び	型	ī	式	攪拌式				同左			
構							造	鉄製、ゴムラ	テイニング 2 暑	ţ		同左			
主		要		7	t		法	φ 2, 600 m m	×3,050mm,	φ3,000mm	×3,050 m m	同左			
能							力	1 次処理:2	7㎡/4時間、	2 次処理:1	0㎡/時間	同左			
処	理		の		方		法	凝集沈殿、フ	プッ素吸着			同左			
I.	事着	手	予	定	年	月	日	_				令和5年11月	15日		
I	事 完	成	予	定	年	月	日	_				令和5年11月	15日		
使	用開	始	予	定	年	月	日	_				令和5年11月	15日		
びにそ	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 びにその使用に季節的変動がある場合は の概要						間並はそ	断続24時間				同左			
使用問	正用時における 指該汚水等の処 区 分					処 理	里 前	処 玛	里後	処 理	里 前	処 理	進後		
理施部	り小寺の 役による 及び処理	処	Ľ	<u> </u>		Ħ		通常	最 大	通常	最大	通常	最大	通常	最 大
の汚オ	といえば と等の汚り通常の	染	水	量	(m³/	日)		120.82	153.33	120.82	153. 33	121.40	153.90	121.40	153.90
及び最	と 最大の値 当該汚水	並	p	Н				4	4	5.8~8.6	5.8~8.6				
の通常	常の量及	び	ВС	D D	(mg/	L)		5	10	5	10				
AX JCV	/ 里		CC	D D	(mg/	L)		5	10	5	10				
			S	S	(mg/	L)		1.0	3.0	< 1.0	< 1.0				
			油	分	(mg/	L)		_	_	_	_				
			Т-	- N	(mg/	L)		210	250	210	250	同左			
			Т-	- P	(mg/	L)		16	20	0.1	0.6				
			大朋	易菌群	¥数(個/	em³)	_	_	_	_				
			ふっ	っ素	(mg/	L)		1, 540	1, 540	6.4	7.8				
	ふっ素 (mg/L) アンモニア、アンモニウ 化合物、亜硝酸化合物及 硝酸化合物 (mg/L)							210	250	210	250				

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

区								分			変り	更 前				変	更 後		
工場	景又は	ま事	業場	易に:	おけ	る施	設者	季 号	中和処理	施設	ĭ. Ž			同左					
種	類	į	及		び	型	Ĭ	式	攪拌式					同左					
構								造	鉄製、ゴ	ムラ	ライニング			同左					
主		Ī	要		7	t		法	φ 2, 625 n	n m	×3,105mm,	12 m³× 2 基		同左					
能								力	50㎡/時	間				同左					
処		理		Ø		方		法	中和					同左					
工	事	着	手	予	定	年	月	日	_					令和5年12月	11日				
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_					令和5年12月	7日				
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_					令和5年12月	7日				
びに	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 びにその使用に季節的変動がある場合は の概要						用時 場合	間並はそ	連続24時	間				同左					
使用	月時における 友汚水等の処 区 分					処	理	里 前	処 五	里後	処 到	里前		処 耳	里 後				
理施	行によび以び	よる	処	Ł	<u> </u>		N		通常		最大	通常	最大	通常	最	大	通常	最	大
の汚	水等の通常	り汚り	染	水	量	(m³/	日)		608	3. 4	723. 5	608. 4	723. 5	629. 4		749	629. 4		749
及び	最大の	り値	並	р	Н					4	4	5.8~8.6	5.8~8.6						
の通し最大	常の量	量及7	び	ВС	DΟ	(mg/	L)			5	10	5	10						
取八	ツ 里			CC	DΟ	(mg/	L)			5	10	5	10						
				S	S	(mg/	L)			1	3	1	3						
				油	分	(mg/	L)			-	_	_	_						
				Т-	- N	(mg/	L)			14	20	14	20	同左					
				Т-	- P	(mg/	L)			1	3	1	3						
				大服	易菌郡	¥数(個/	em³)		_	_		_						
				\$:	っ素	(mg/	L)			_	_	_	_						
	ふつ素 (mg/L) アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)						化合物		7	7.3	12	7.3	12						

(5) 排水口に関する事項

排水口番号		排水口	□ No. 1	
F //	変り	更 前	変り	更 後
区 分 	通常	最大	通常	最大
水 量 (m³/日)	1, 072. 4	1, 239. 5	1,093.4	1, 265
р Н		6.5~8.5		
BOD (mg/L)	4	9.7		
COD (mg/L)	4	9.7		
S S (mg/L)	0. 5	3.0		
油 分 (mg/L)	< 1.0	1.0		
T-N (mg/L)	9. 1	16	同左	
T-P (mg/L)	0. 5	2.0		
大腸菌群数(個/cml)	_	_		
ふっ素 (mg/L)	_	_		
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	7. 3	12		

2 縦覧の期間及び場所(1) 期 間 令和5年10月17日から同年11月7日まで(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第五百十三号

要は、次のとおりである。 第一項の規定により申請のあっ 瀬戸内海環境保全特別措置法 た特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概1(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条

ついての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧になお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

令和五年十月十七

万 十 七 E

 [山県知事
 伊原木
 隆

太

申請の概要

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

称 アサヒグループ食品株式会社

: 所 東京都墨田区吾妻橋1-23-: 名 代表取締役社長 川原 浩

工場又は事業場の名称及び所在地

3 株 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第1プラント

所在地 岡山県浅口郡里庄町里見4215番地

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新	設	新	設	廃	止
種								類	4-二 野菜又は果 する保存食 に供する湯 (63)	実を原料と 料品製造業 煮施設	4-二 野菜又は身 する保存負 に供する湯 (64)	是実を原料と と料品製造業 煮施設	4-ニ 野菜又は果 する保存食 に供する湯 (62)	実を原料と 料品製造業 煮施設
能								力	1,000L/回		同左		3,000L/回	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	令和5年11	月15日	同左		_	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	令和5年12	月 5 日	同左		_	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	令和5年12	月10日	同左		_	
使用びにの棚	こその	間隔』 使用	及び こ季í	1日当 節的変	当たり 変動が	の使 ぶある	用時 場合	間並はそ	連続8時間		同左		連続24時間	
		おいた施設を		Þ	<u> </u>		分		通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
当り対	が出された	心れない 値がない 値がない はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	万	水	量	(m³ /	日)		5.0	9. 5	5. (9. 5	10.0	19.0
小きの追	野常の行の	を 低及で	び、	р	Н				5~8	5~8				
おおり	を汚れる	並のは、	重	ВС	D D	(mg/	L)		3, 150	4, 500				
の量		. い取 /		CC) D	(mg/	L)		1, 260	2,000				
				S	S	(mg/	L)		100	150			同左	
			油	分	(mg/	L)		80	150	同左		印左		
				T -	- N	(mg/	L)		1,000	1,500				
					- P	(mg/	L)		100	150				
	大腸菌群数(個/cni)					em³)	無数	無数						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。 (4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項 変更なし

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 令和5年10月17日から同年11月7日まで (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

次のとお

岡山県知事 原 木 隆

太

		10
水産物		浅口市寄島町三九八三—
一三八	魚市場	場
島 浅口市寄島町一三〇〇三	地方卸売市場マルキ寄	株式会社マルキ寄島魚市
扱品目		
地方卸売市場の位置及び取	地方卸売市場の名称	開設者の名称及び住所

のとおり保安林の指定を解除する。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、●岡山県告示第五百十五号

次

令和五年十月十七日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

指定理由の消滅 保安林として指定された目的 出砂の流出の防備 解除の理由 解除の理由 七九四の六

三

知があった。 第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五一七〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和五年十月十七日

E山県知事

原 木

隆

太

社	123
市棋	量
谷地内	区
PJ	域
公共	測
測 量	量
基準	
点測	0
量等)	種
	類
	7 4
六 令 和 不	測
一五年十十	量
九月	
九日まで	期
から令い	
和	間

総

測

札を実施する。 〔五一八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達につい て、 次のとおり一般競争入

令和五年十月十七

山県知事 原 木 太

(2) 購入物品の特質等 ノート型パーソナルコンピュータ (知事部局) 271式

(知事部局) 13~14型及び同仕様書15型以上 入札説明書、令和5年度後期集中調達ノ一 ト型パーソナルコンピュータ仕様書 (以下「入札説明書等」という。

(3) 納入期限

令和6年3月

第12541

入札説明書によ B

5

額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をも 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該 業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作

 \sim 競争入札参加資格

岡山県公報

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 であるものであること。 の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以 契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年岡山県告示第40号(物品 下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がA 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当しない 者にあること。

令和5年10月17日

- 示第306号)の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。 契約に係る一般競争入札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領 (平成19年岡山県告 この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされてい れている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) る者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなさ
- ω 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、 2(1)の資格を得ていないものは、資格

第12541

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先 岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階) 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

2)

令和5年11月7日 (火) 正午

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階) 電話 (086) 226-7540 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 入札説明書等の交付期間及び交付方法

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和5年10月17日(火)から同年11月14日(火)まで(岡山県の休日を定める

- 交付方法
- (1)の場所にて交付する。

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、 交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラ ムであるので、注意すること。 また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、

(3)入札書の提出方法

岡山県公報

。)によるものとする。 入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」 77

- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- 日平平

令和5年11月27日 (月) 13時10分

限とする。 ただし、郵送等による場合にあっては、 令和5年11月24日 (金) 17時を受領期

令和5年10月17日

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあっては、 (1)の場所に提出するものとする

その街

を受け付けない。 持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

- Ω 入札者に要求される事項
- 等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和5年11月14日(火)17時までに、 この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札参加申出書及び入札説明書 4(1)の場所に提出(郵送

場合には、それに応じなければならない。 入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

- 6
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 入札の無効

係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

(5) 契約書作成の要否

囲

(6) 落札者の決定方法 図に目野婆相別等

第12541号

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で

(7) その街

詳細は、入札説明書による。

- 7 Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:

Notebook type Personal Computer 271 Units

(2) Delivery date:

By 5 March (Tuesday), 2024

岡山県公報

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

1:10 P.M. 27 November (Monday) , 2023

(5) Contact point for the notice

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-·ku, 0kayama—shi, 0kayama — ·ken, 700 - 8570,

Japan

EL 086-226-7540

令和5年10月17日

第12541

(4) 5

山県知事 伊 原

太

札を実施する。

令和五年十月十

〔五一九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達につい

て、

次のとおり一般競争入

ノート型パーンナアコンピュー (教育庁) 15型以上

2) 購入物品の特質等

(教育庁) 15型以上 入札説明書、令和5年度後期集中調達ノ一 (以下「入札説明書等」 という。)による。 ト型パーソナルコンピュー タ仕様書

 \Im 納入期限

令和6年3月 Б Б

入札説明書によ

額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金 って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をも 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該 業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作

 \sim 競争人札参加資格

岡山県公報

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以 契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年岡山県告示第40号(物品 下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がA 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当しない 者であること。

令和5年10月17日

- 契約に係る一般競争入札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領 (平成19年岡山県告 示第306号)の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。 この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の
- 契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を この公告の日から落札者が決定する日までの間において、 物品の売買、修理等の
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされてい れている者 (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) る者又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなさ
- ω 競争入札参加資格の申請手続

告示に基づき申請手続を行うこ この一般競争入札への参加を希望する者で、 2(1)の資格を得ていないものは、資格

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁地下1階) 電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和5年11月7日(火)正午

1 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和5年10月17日(火)から同年11月14日(火)まで(岡山県の休日を定める

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、 ムであるので、注意すること。 交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラ また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、

(3) 入札書の提出方法

う。)によるものとする。 入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下 「郵送等」 \wedge

(4) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

令和5年11月27日(月) 13時40分

限とする。 ただし、郵送等による場合にあっては、令和5年11月24日 (金) 17時を受領期

イ 場別

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあっては、 (1)の場所に提出するものとする

ウベの包

を受け付けない。 持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

5 入札者に要求される事項

等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和5年11月14日(火)17時までに、4(1)の場所に提出(郵送 この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札参加申出書及び入札説明書

場合には、それに応じなければならない。 また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

6 사の街

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(3)岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。 2)

入札保証金

- 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効

係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、

(5) 契約書作成の要否

瞅

- 6) 最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で
- (7) その何

詳細は、入札説明書による。

- Summary
- (1) Name and quantity of the products to be purchased:

Notebook type Personal Computer 685 Units

(2) Delivery date

By 5 March (Tuesday) , 2024

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

:40 P.M. 27 November (Monday) , 2023

(5) Contact point for the notice:

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

Uchisange, Kita-ku, Okayama—shi, Okayama ken, 700 - 8570,

EL 086-226-7540

[五二〇]政府調達に関する協定の適用を受ける調達につい て、 次のとおり一般競争入

令和五年十月十七日

岡山県知事 伊原木 咚

1 調准乃谷

(1) 剛連汗名

岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務 (冗長化回線) 提供業務

(2) 調達業務の特質等

線)提供業務仕様書 入札説明書及び岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務 (以下「入札説明書等」という。) による。

(3) 契約期間

令和6年

3 月

1日から令和10年2月29日ま

履行場所

入札説明書によ

第12541号

5) 入札方法

かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である あるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とす 当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が 使用料の総額とすること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 入札金額は、契約期間中(4年間)に受給するのに必要となる初期費用及び回線 なお、入札者は入札内訳書を提出する

2 競争入札参加資格

岡山県公報

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共 **ふめいと。** の申請手続等。 県告示第36号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査 の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年岡山 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しな い者であること

令和5年10月17日

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契 約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札 参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていな
- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて いる者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが なされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け ている
- (昭和59年法律第86号) による電気通信事業者の登録を受けてい

 ω 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行うこと。 この一般競争入札への参加を希望する者で、 2(1)の資格を得ていないものは、

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

岡山県総務部デジタル推進課(岡山県庁地下1階) 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

(086) 226-7264 (直通)

2 申請書の提出期限

令和5年11月15日 午後4時

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わ

700 - 8512岡山市北区内山下二丁目4番6号

第12541

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

交付期間

令和5年10月17日 (火) から同年11月27日 (月) まで (岡山県の休日を定める

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 交付方法

岡山県公報

(1)の場所にて交付する。

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、 また、郵送による交付を希望する場合は、 交付に必要な期間を十分に考慮し、 (1)の場所に請求すること。

さ110グラムであるので、注意すること。 なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、

(3)

令和5年12月6日(水) 午後4時

4 開札の日時及び場所

令和5年12月7日 (木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

令和5年10月17日

- ű ルの街
- $\widehat{\Box}$ 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定に

 \Im

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

4 入札者に要求される事項

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。 もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和5年11月27日 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出する (月) 午後4時までに、

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

に係る入札書は、 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、 熊
这
と
中
る
。 入札者に求められる義

(6) 契約書作成の要否

耿

(7) 落札者の決定方法

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

2/ 田岑 芙

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured

Telecommunications service for Okayama Police network

(2) Contract period :

From 1 March, 2024 through 29 February, 2028

(3) Fulfillment place

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 6 December, 2023

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700 - 8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

一部を次のように改正し、令和五年十月十日から適用する。平成二年岡山県選管告示第八十一号(不在者投票を行うこの間山県選管告示第八十一号 (不在者投票を行うことができる施設の指定) 0)

令和五年十月十七日

表病院の項中 の項中 館料別養護老人 からの杜和気 介護付有料老-センター 川崎医科大学高齢者医療 博愛会病院 館 ホ ホ 岡山博愛会病院 A 白亜 和気郡和 尚 岡山市北区中山下二— 都窪郡早島 ム白亜 Щ 市 中 気町 区江崎四五 都窪郡早島町早島四九六 衣笠四 早島四 岡山 大 九六 市中区江崎四五六 六 に改め、 に改める。 表老人 を を

山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一 項の規定により、 第二百四十五回岡

令和五年十月十七日

山県内 長 加 藤

岡山市北区丸の内一丁目九番六号午後一時四十分から令和五年十月二十七日(金) 卓

夫

 \equiv

場所

時

第一号議案 増殖指示量の再検討について

二二五一三八五